

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合告示第9号

公 告

ごみ処理施設建設工事について、下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

令和7年4月9日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管 理 者 結 城 裕

1 事業の概要

(1) 事業名称

ごみ処理施設整備事業

(2) 工事名称

ごみ処理施設建設工事

(3) 事業用地及び工事用地

山形県最上郡舟形町大字堀内字ユスナゴ 1092
(現有施設である環境衛生センターの敷地内)

(4) 工事期間

工事期間は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「本組合」という。）が建設工事請負契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和 11 年 6 月 30 日までの期間とする。

なお、建設工事請負契約の成立は、令和 8 年 1 月中旬を予定する。

(5) 事業範囲

建設事業者が行う業務の範囲は、ごみ処理施設建設工事公募要領を参照のこと。

なお、施設の概要及び規模は、以下のとおりである。

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設

	概 要
処理方式	ストーカ方式
処理能力	17.8t/日 (8.9t/12h×2 炉) ※12h は炉の立上げ下げを含んだ時間とする。
処理対象物	もやせるごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃残渣

イ マテリアルリサイクル推進施設

	施設規模	備考	
マテリアルリサイクル推進施設	4.1 t/日	稼働時間：5 時間	
内 訳	粗大・不燃ごみライン	1.8 t/日	—
	ビン類・ペットボトルライン	1.0 t/日	—
	プラスチックライン	1.0 t/日	—
	カン類ライン	0.3 t/日	—

ウ その他

計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等

2 プロポーザル参加に関する条件等

ごみ処理施設建設工事公募要領による。

3 優先交渉権者の選定方法

新ごみ処理施設的设计・施工に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、建設事業者（単体事業者又は特定建設工事共同企業体）の決定にあたっては、価格だけでなく、技術提案内容によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

優先交渉権者の選定方法は、ごみ処理施設建設工事公募要領による。

また、優先交渉権者の選定基準等は、ごみ処理施設建設工事優先交渉権者選定基準による。

4 建設事業者の募集・選定スケジュール
ごみ処理施設建設工事公募要領による。

5 その他
詳細は、公告と共に公表する関係書類を参照のこと。

(1) 公募要領等の配付等

次に示す公募要領等（電子データ）を格納した CD-R を、本組合事務局にて配付する。

また、公募要領等については、データ容量の関係で対応可能範囲内で本組合ホームページにて公表する。

- ア ごみ処理施設建設工事公募要領
- イ ごみ処理施設建設工事優先交渉権者選定基準
- ウ ごみ処理施設建設工事発注仕様書（添付資料を含む）
- エ ごみ処理施設建設工事様式集
- オ ごみ処理施設建設工事リスク管理方針書
- カ ごみ処理施設建設工事建設工事請負契約書（案）

(2) 公募要領等の配付期間

令和 7 年 4 月 9 日（水）から同年 5 月 20 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
ただし、準用する尾花沢市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 17 号）に規定する市の休日を除く。

6 事務局（問合せ先）

事務局	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課
所在地	〒999-4555 山形県尾花沢市大字毒沢地内
T E L	0237-25-2737
電子メール	eiseika@city.obanazawa.yamagata.jp
ホームページ	https://www.kankyo-e.net/